国の河川事業で発生した土砂を無償提供します！！

○ 近年、気候変動の影響等により全国各地で水災害が激甚化、頻発化してきています。

＜平成29年7月九州北部豪雨＞

福岡県　朝倉市

＜令和元年東日本台風＞

宮城県　大郷町

＜令和2年7月豪雨＞

熊本県　人吉市

＜令和2年7月豪雨＞

山形県　大石田町

＜令和4年8月豪雨月＞

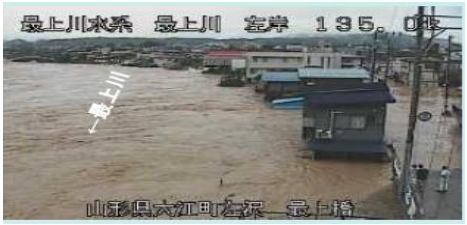

山形県　大江町

＜令和6年７月豪雨＞

山形県戸沢村

山形県内においても近年、毎年のように水害による甚大な被害が発生していることから、国土交通省 新庄河川事務所では、洪水により最上川からの氾濫を防止・軽減するため、河川の水位を低下させる「河道掘削」を推進しています。

河道掘削のイメージと効果

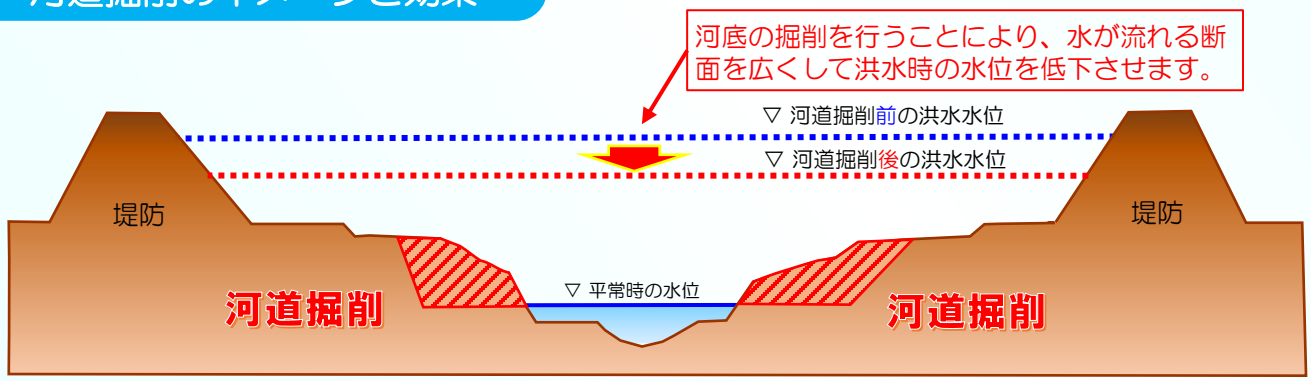

水災害からの防止・軽減を図るための河川事業（河道掘削）の加速化を図る必要がある一方、発生する大量の土砂の処理が課題となっています。

課題解決に向けた今後の取り組み

河川事業の実施により大量に発生する土砂の処理方策として、地方自治体等で行う公共事業や、民間企業で実施する開発行為等と連携し、効率的な土砂処理と公共事業のコスト縮減、更には、民間開発等による地域振興にも寄与することなどを目的として、無償での土砂提供の取り組みを行います。

土砂提供までの流れ

1 土砂提供を受けたい内容について、お申し込み様式に必要事項を記載のうえ、以下の申込先あてメールにてお申し込みください。

・お申し込み内容を確認後、新庄河川事務所からお申込者様に折り返しご連絡いたします。

お申し込み様式（ダウンロードURL）

https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/J76201/02_kasen/chisuitaisaku/chisuitaisaku_R6.html

2 河川事務所でお申し込み内容を確認のうえ、個別に打合せを実施します。

【打合せの内容】

・提供を受けたい場所、土砂の量、土砂の種類、搬入時期等に関する調整のための打合せ

※土砂提供に関しましては、概ね50ｋｍ圏内を想定しておりますが、個別打合せを踏まえて提供内容等の詳細を決定させていただきます。
なお、50ｋｍを超える場合等については、個別にご相談させていただきます。

3 土砂提供を受けたい場所まで運搬し、荷下ろしを行います。

河川の掘削土砂をストックしている場所からダンプトラック（10t）にて運搬します。

宅地の造成等、土砂提供を受けたい場所まで運搬し、荷下ろしを行います。

※提供作業は運搬・荷下ろしまでとなります。

土砂提供に関する「お申込み先」及び「お問い合わせ先」

【土砂提供のお申し込み先】mail：thr-762koumu1@ki.mlit.go.jp

【その他お問い合わせ等】

国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　工務第一課　mail：thr-762koumu1@ki.mlit.go.jp
〒996-0071山形県新庄市小田島町5番55号
ＴＥＬ：0233-22-0251　ＦＡＸ：0233-22-0623